

ホスピタリティ研修等支援事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 観光客の期待を超える満足度の高いサービスの提供に向けて、宿泊・交通・飲食等の団体が主催するホスピタリティ研修等に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金交付の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、広島県内の観光関連団体等とする。

(助成対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 観光ホスピタリティの向上を目的とした研修であること
- (2) 広島県内で実施される研修であること

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成の対象となる経費については、第3条に規定する事業の実施に係る経費で、一般社団法人広島県観光連盟会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。

2 助成金の額は、助成金交付申請1件につき60万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ホスピタリティ研修等支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次の資料を添付し、会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）
- (3) 支出予定金額証拠書類（見積書等の写し）

(交付の決定)

第6条 会長は、第5条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは規程第4条の規定により助成金の交付

を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

- 2 会長は、助成金の交付を不相当と認めた場合は、その旨を通知するものとする。

（事業の変更）

第 7 条 助成事業者は、次に掲げる場合において、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- （1）事業の内容又は経費配分を変更するとき。ただし別表 1 に掲げる軽微な変更を除く。
- （2）事業を中止又は廃止するとき。

（実績報告）

第 8 条 助成事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第 4 号）を会長に提出するものとし、その提出期限は、事業が完了した日から起算して 20 日を経過する日とする。

- 2 事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第 4 号別紙 1）
- （2）収支決算書（様式第 4 号別紙 2）
- （3）支出金額が確認できる書類（領収書等の写し）
- （4）助成金交付請求書（様式第 5 号）

（帳簿等の保存期間）

第 9 条 助成事業者は、事業に係る帳簿及び書類を保存しなければならないものとし、その期間は、事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する一般社団法人広島県観光連盟の会計年度の末日（3 月 31 日）とする。

（附則）

この要綱は、令和 8 年 6 月 8 日から施行する。

別表 1（第 7 条第 1 号関係）

区分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	助成対象経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更を行う場合
事業の内容の変更	第 5 条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、助成事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合